

## 十文字学園女子大学大学院学則

平成24年4月1日学則第2号  
平成22年4月1日制 定  
令和7年4月1日最終改正

### 第1章 総則

#### (趣旨)

第1条 この学則は、十文字学園女子大学学則（以下「大学学則」という。）第4条の規定により、十文字学園女子大学大学院（以下「本大学院」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

#### (目的)

第2条 本大学院は、十文字学園女子大学の建学の精神に基づき、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学術及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。

#### (課程)

第3条 本大学院に修士課程及び博士課程を置く。

- 2 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を修め、専攻分野における理論と実践の研究能力を高めつつ、高度の専門性を要する職業等に必要な能力を養うことを目的とする。
- 3 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するために必要な高度な研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

#### (修業年限)

第4条 修士課程の標準修業年限は、2年とする。

- 2 博士課程の標準修業年限は、5年とする。
- 3 博士課程は、これを前期2年及び後期3年の課程に区分し、前期2年の課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。
- 4 この学則において、前項の前期2年の課程は「修士課程」といい、後期3年の課程は「博士後期課程」という。

#### (長期履修生)

第5条 修士課程において、学生が職業等を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を修了することを希望する者の標準修業年限は、3年又は4年とする。

- 2 博士後期課程において、学生が職業等を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を修了することを希望する者の標準修業年限は、4年、5年又は6年とする。
- 3 長期履修生に関する事項は別に定める。

#### (研究科)

第6条 本大学院に人間生活学研究科を置く。

- 2 人間生活学研究科は、人間生活をめぐる生活科学の分野において、広い視野に立って精深な学識を修め、専攻分野における理論と実践の研究能力を高めつつ、高度の専門性を要する職業等に必要な能力を養うことを目的とする。

3 研究科に関し必要な事項は、別に定める。

(専攻)

第7条 人間生活学研究科に、食物栄養学専攻を置く。

2 本専攻は、生活科学の分野である栄養科学、食科学、健康科学の3分野において、理論と実践の研究能力を高めつつ、高度の専門性を要する職業等に必要な能力を養うことを目的とする。

(入学定員及び収容定員)

第8条 本大学院の入学定員及び収容定員は、次の通りとする。

研究科	専攻	課程	入学定員	収容定員
人間生活学研究科	食物栄養学専攻	修士課程	5名	10名
		博士後期課程	2名	6名

## 第2章 学年暦

(学年及び授業期間)

第9条 学年は、前期に入学する者にあつては4月1日から翌年3月31日までとし、後期に入学する者にあつては10月1日から翌年9月30日までとする。

2 1年間の授業を行う期間は、35週にわたることを原則とする。

(学期及び休業日)

第10条 学期及び休業日については、大学学則の規定を準用する。

## 第3章 入学・休学・退学等

(入学の時期)

第11条 学生の入学時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第12条 修士課程に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者で、本大学院で定められた入学者選考方法による試験に合格したものとする。

- 一 学校教育法第83条に定める大学を卒業した者
- 二 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- 三 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
- 四 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- 五 我が国において外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、学校教育法施行規則第155条第1項第4号の規定により文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- 六 専修学校の専門課程（修業年限が三年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）であつて、学校教育法施行規則第155条第1項第5号の規定により文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- 七 学校教育法施行規則第155条第1項第6号の規定により文部科学大臣の指定した者
- 八 次のいずれかに該当する者であつて、所定の単位を優れた成績をもって修得したも

のと本大学院において認めた者

- ア 学校教育法第83条に定める大学に3年以上在学した者
- イ 外国において学校教育における15年の課程を修了した者
- ウ 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了した者

エ 我が国において外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、学校教育法施行規則第160条第3号の規定により文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

- 九 前各号に掲げる者のほか、本大学院において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達した者
- 2 博士後期課程に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者で、本大学院で定められた入学者選考方法による試験に合格したものとする。
- 一 修士の学位や専門職学位を有する者
  - 二 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
  - 三 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって、学校教育法施行規則第156条項第3号の規定により文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
  - 四 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
  - 五 学校教育法施行規則第156条項第6号の規定により文部科学大臣の指定した者
  - 六 前各号に掲げる者のほか、本大学院において、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達した者
- 3 第1項第8号、第9号及び前項第6号に該当する者の認定は、研究科委員会の議を経て学長が行う。

（入学の出願手続き）

第13条 本大学院に入学を志願する者は、入学願書に所定の入学検定料及び別に定める書類を添えて提出しなければならない。

（入学者の選考）

第14条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

（入学の手続き及び入学許可）

第15条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、誓約書その他別に定める書類を提出するとともに、所定の入学金を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

（再入学）

第16条 学長は、本大学院をいったん退学した者が再入学を希望した時は、選考の上これを許可することがある。

（留学）

第17条 本大学院の学生が、外国の大学院に留学を願い出た場合、学長は研究科委員会の議を経て、これを許可することができる。

2 留学の許可を受けた者については、その許可された期間のうち、1ケ年を限度として、在学期間に算入することができる。

（休学）

第18条 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、1年を限度として休学期間の延長を認めることができる。

- 2 休学期間は、通算して、修士課程においては2年、博士後期課程においては3年を超えることができない。
- 3 休学期間が満了したときは、願い出の有無に関わらず復学となる。ただし、休学期間中にその理由が消滅したときは、学長の許可を得て復学することができる。
- 4 前項に関わらず、疾病又は負傷による休学ののち復学しようとする者は、願い出を提出のうえ、学長の許可を得なければならない。

(退学)

第19条 退学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第20条 次の各号の一に該当する者は、研究科委員会の議を経て、学長が決定し、除籍する。

- 一 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- 二 第21条に定める在学年限を超えた者
- 三 第18条第2項に定める休学期間を超えてなお修学できない者
- 四 長期間にわたり行方不明の者
- 五 死亡した者

2 前項第一号により除籍となった者が当該除籍の事由となった未納の授業料に相当する額を納付して復籍を願い出た場合は、審査の上、学長がこれを許可する場合がある。

3 復籍に関し必要な事項は、別に定める。

(在学年数)

第21条 修士課程の最長在学年数は4年、博士後期課程の最長在学年数は6年とする。ただし、休学期間はこれに算入しない。

## 第4章 教育課程

(教育方法)

第22条 本大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する研究指導によって行うものとする。

2 本大学院における授業科目及び単位数については、研究科規則で定める。

(単位の授与)

第23条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

(他の大学院における授業科目の履修)

第24条 学長は、教育上有益と認めるときは、研究科委員会において、あらかじめ他の大学院と協議して双方の承認が得られたとき、学生に他の大学院授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により、履修した単位は15単位を超えない範囲で本学大学院において履修したものとみなすことができる。

(入学前の既修得単位の認定)

第25条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本大学院に入学する前に本大学院及び他の大学院において修得した単位(科目等履修生制度を含む)を、本大学院へ入学した後、本大学院において修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により、履修した単位は本大学院で修得した単位を除き15単位を超えない範囲で本学大学院において修得したものとみなすことができる。

(入学前の既修得単位を勘案した在学期間の短縮)

第26条 学長は、入学前に本大学院及び他の大学院において修得した単位を本大学院に

において修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により本大学院の修士課程又は博士課程（後期を除く）の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して、本大学院が定める期間、在学したものとみなすことができる。

- 2 前項に定める入学前に本大学院及び他の大学院において修得した単位は、学校教育法第百二条第一項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。
- 3 前項に定める在学したものとみなすことができる期間は、1年を超えない範囲とする。
- 4 修士課程については、当該課程に少なくとも1年以上在学するものとする。
- 5 前項の規定は、修士課程を修了した者の前項第一項に規定する博士課程における在学期間については、適用しない。

（本大学院において修得したものとみなす学位の上限）

第27条 第24条第1項及び第25条第1項の規定により、本大学院において修得したものとみなすことができる単位数は、合わせて20単位を超えないものとする。

（本学学部における授業科目の履修）

第28条 本大学院の学生で十文字学園女子大学（以下「本学」という。）の学部授業科目の履修を志願する者があるときは、学長は、研究科委員会及び当該授業を開講する学部の教授会の議を経て、当該授業科目の履修を許可することができる。

- 2 前項に定めるもののほか、本学の学部における授業科目の履修については、本学の学長が定める履修規定によるものとする。
- 3 第1項の規定に基づき学生が履修した授業科目についての単位は、第33条及び第34条に規定する単位としては認定しないものとする。

（授業科目の聴講）

第29条 本大学院の学生で本学の学部の授業科目の聴講を希望する者があるときは、学長は、当該学生の研究指導を行う教員及び当該授業を担当する教員の許可を得て、当該授業科目を聴講させることができる。

- 2 授業科目の聴講に関し必要な事項は、別に定める。

（履修方法等）

第30条 この章に定めるもののほか、本大学院の授業科目、単位の計算方法及び認定、履修方法並びに研究指導に関し必要な事項は、別に定める。

（教育方法の特例）

第31条 研究科において、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間そのほか特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

（教員免許状等資格取得）

第32条 教育職員免許状を受けようとする者は、教育職員免許法及び同法施行規則に規定する授業科目及び単位を修得しなければならない。

- 2 前項により取得できる免許は次のとおりとする。

研究科	専攻	教員免許状の種類
人間生活学研究科	食物栄養学専攻 (修士課程)	栄養教諭専修免許状

## 第5章 課程修了の要件、学位授与

（修士課程の修了要件）

第33条 本学大学院の修士課程の修了認定を受けるにあたり、本大学院修士課程に2年以上在学して30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、修士論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。

(博士後期課程の修了要件)

第34条 本学大学院の博士後期課程の修了認定を受けるにあたり、本大学院博士後期課程に3年以上在学して16単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、博士論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。

(学位の授与)

第35条 学長は、課程修了の認定を得た者に対しては、次の区分に従い学位を授与する。

修士課程 食物栄養学専攻 修士(栄養・人間生活科学)

博士後期課程 食物栄養学専攻 博士(栄養・人間生活科学)

## 第6章 賞罰

(賞罰)

第36条 本大学院の学生として表彰に値する行為があった者は、十文字学園女子大学学生表彰規程の定めるところにより、学長がこれを表彰する。

(懲戒)

第37条 本大学院の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、研究科委員会の議を経て、学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

一 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

二 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

三 正当な理由がなくて出席正常でないとして認められる者

四 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

## 第7章 科目等履修生、研究生及び特別聴講学生

(科目等履修生)

第38条 本大学院の学生以外で、本大学院における授業科目の一部の履修を志願する者に対しては、在学生の学修に差し支えない場合に限り、学長は、研究科委員会の選考を経たうえで、科目等履修生としてその履修を許可することができる。

(研究生)

第39条 本大学院の学生以外の者で、本大学院の研究科及び専攻に関連した学術研究を志願する者があるときは、学長は研究生として履修を許可することができる。

(特別聴講学生)

第40条 他の大学院の学生で本大学院の授業科目の履修を志願する者があるときは、学長は当該他の大学院との協議を経て、特別聴講生として履修を許可することができる。

2 聴講生が履修した授業の科目に対しては、単位は授与しない。

(入学志願の手続き)

第41条 この章に定める者の入学志願の手続きは、学長が別に定める。

## 第8章 検定料、入学金、授業料及びその他の費用

(検定料、入学金、授業料及び教育充実費の金額)

第42条 本大学院の検定料、入学金、授業料及び教育充実費の金額は次のとおりとする。

入学検定料	35,000円
入学金	100,000円
授業料	600,000円
教育充実費	170,000円

(授業料の納付)

第43条 授業料は、年額の二分の一ずつを二期に分けて前期は4月、後期は10月の指定された期日までに納付しなければならない。ただし、一年次に納付する授業料にかかる納付期日については、別に定めるところによるものとする。

2 特別の事情により授業料を納めることができない者又は所定の納期に納入困難な者に対しては、願い出により分納又は延納を許可することがある。

(実験実習費等)

第44条 教育課程において実験又は実習等を含む場合で特に必要がある場合には、授業料とは別に、実験実習費等を徴収することがある。

(学費未納者の取り扱い)

第45条 授業料及びその他の学費を納めない者は、試験を受けることができない。

(退学及び休学等における授業料)

第46条 退学及び休学等の授業料については、大学学則第53条及び第54条の規定を準用する。

(入学金、授業料の免除及び徴収の猶予)

第47条 経済的理由によって納付が困難であり、かつ修学に熱意があると認める場合又はやむを得ない事情があると認められる場合は、入学金、授業料の全部又は一部を免除し、又は徴収を猶予することがある。

2 入学金、授業料の免除及び徴収の猶予に関し必要な事項は、別に定める。

## 第9章 教員及び運営組織

(学長の職務)

第48条 学長は本学の校務に関する最終的な決定権及び責任を有する。

(教員組織)

第49条 本大学院における授業科目及び研究指導は、本学の専任教員が担当する。ただし、学長が必要と認める場合、研究科委員会の議を経て兼任の講師をもってこれに代えることができる。

(運営会議)

第50条 本大学院の重要な事項については、大学学則第15条に規定する運営会議の審議を経るものとする。

(研究科委員会)

第51条 本大学院運営のために、研究科委員会を置く。

2 研究科委員会の審議、運営に関し必要な事項は別に定める。

(研究科長等)

第52条 本大学院の研究科に研究科長を置き、学長をもって充てる。

2 専攻に主任を置き、所属の教授から学長が任命する。

3 研究科長は、研究科委員会を招集し、その議長となる。

## 第10章 雑則

(点検評価等)

第53条 本大学院は、教育研究水準の向上を図り、大学院の目的及び社会的使命を達成するため、大学院における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。

2 前項の点検及び評価に関し必要な事項は、別に定める。

(学則の変更)

第54条 この学則に変更の必要が生じたときは、学長は、研究科委員会の議を経て、変更することができる。

(大学学則の準用)

第55条 この学則に定めるもののほか、大学院に関し必要な事項は、大学学則を準用する。

(補則)

第56条 この学則の施行について必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この学則は、平成22年4月1日より施行する。

附 則

この学則は、平成23年4月1日より施行する。

附 則

この学則は、平成23年10月1日より施行する。

附 則

この学則は、平成24年4月1日より施行する。

附 則

この学則は、平成24年7月1日より施行する。

附 則

この学則は、平成25年4月1日より施行する。

附 則

この学則は、平成26年9月1日より施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成27年4月1日より施行する。

附 則

この学則は、平成28年4月1日より施行する。

附 則

この学則は、平成29年4月1日より施行する。

附 則

この学則は、平成30年4月1日より施行する。

附 則

この学則は、平成31年4月1日より施行する。

附 則

1 この学則は、令和2年4月1日より施行する。

2 令和2年度以前に入学した者に係る入学登録料、授業料、施設費及び実験実習・教育充実費は、改正後の第14条及び第8章の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、令和3年4月1日より施行する。



附 則

この学則は、令和5年4月1日より施行する。

附 則

この学則は、令和6年4月1日より施行する。ただし、令和6年3月31日以前に入学した学生に係る学位は、改正後の第35条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

1 この学則は、令和7年4月1日から施行する。

2 第42条に定める教育充実費の額は、令和7年度入学生から適用する。

ただし、再入学により入学する学生の教育充実費は、改正後の規定にかかわらず、当該年次の在學生と同額とする。

附 則

この学則は、令和7年4月1日から施行する。